

研究炉等安全規制検討会の今後の進め方について（案）

平成16年11月9日

現 状

研究炉等安全規制検討会は、文部科学省が所管する試験研究用原子炉施設等に対する安全規制のあり方に関して、関係する専門家の検討を加えることを目的として、これまでに、保安活動への品質保証の取り入れ及び試験研究用原子炉施設の高経年化対策のあり方等について検討を行ってきたところである。

本検討会では、原子力の安全規制を巡る現況を踏まえ、核物質防護の強化、クリアランス制度の整備、解体・廃止に係る制度の整備、少量核燃料物質の使用に係る安全規制のあり方及び自然放射性物質の使用に係る安全管理のあり方について、鋭意検討を行ってきたところである。これらの検討については、今後以下のとおり進めることとする。

・現在の検討事項

- ・核物質防護の強化について
- ・試験研究用原子炉施設等におけるクリアランス制度について
- ・試験研究用原子炉施設等における解体・廃止制度について
- ・少量核燃料物質の使用に係る安全規制について
- ・自然放射性物質の使用に係る安全管理について

・今後の進め方

現在検討中の事項を安全規制に反映するにあたっては、以下のような制度の改正等を要するものが含まれることなどから、検討会としてこれまでの検討の結果を取りまとめ、それに対し、意見募集を行った上で、最終的な報告書を取りまとめることとする。

1．制度の改正を要する事項

(1) 核物質防護の強化

- ・設計基礎脅威の策定と適用
- ・守秘義務制度の導入
- ・核物質防護検査の導入

(2) クリアランス制度の導入

- ・クリアランスレベル以下の廃棄物の検認方法の認可及び結果の確認

(3) 解体・廃止に係る規制

- ・廃止段階の原子炉の解体における廃止措置計画の国による認可とその結果の確認
- ・廃止作業の進捗に応じた保安上の措置の適用
- ・廃止措置終了時の国による確認

(4) 少量核燃料物質の使用に係る規制

- ・ B S S 規制免除レベルの導入に伴い、ウラン（天然、劣化）、トリウムの規制レベルを改正
- ・ 現行の規制対象となる核燃料物質の数量の下限値と B S S 規制免除レベルの間の数量を使用する場合には、使用施設の技術上の基準等の一部を適用

(5) 自然放射性物質の使用に係る安全管理

- ・ 放射線審議会で示された分類と対応表のうち、（区分 4（産業利用の残渣等）、区分 5（産業用原材料及び区分 6（一般消費財））について、引き続き調査を進めるとともに、安全管理に必要なガイドラインを作成

2 . 今後の規制検討会の進め方

- ・ 平成 1 6 年 1 1 月 9 日（火）
第 1 7 回研究炉等安全規制検討会（検討会報告書（案）の審議）
- ・ 平成 1 6 年 1 1 月 2 2 日（月）
第 1 8 回研究炉等安全規制検討会（検討会報告書（案）のとりまとめ）
- ・ 報告書（案）取りまとめ後～所要の期間
報告書に対する意見募集
- ・ 意見募集終了後
第 1 9 回研究炉等安全規制検討会（最終報告書）

（参考 1）

シンポジウムの開催

文部科学省では、今般の検討結果について、広く説明を行い、意見を聴取するため、同省主催のシンポジウムを開催することを検討している。

- ・ 時期：未定（報告書に対する意見募集期間中に実施）
- ・ 主催：文部科学省
- ・ 規模：1 0 0 人程度
- ・ 内容：報告書（案）の説明
制度整備に関する有識者の意見発表
報告書（案）についての意見募集

（参考 2）

関係機関の動向

別添 1 及び 2 参照

関係国・機関の主な状況

	国際的な状況	総合資源エネルギー調査会 原子力安全・保安部会
核 物 質 防 護	<p>IAEA</p> <p>1999年6月に核物質の防護ガイドラインである INFCIRC/225を改定し、第4版を発行。設計基礎脅威（DBT）の策定、機密情報保持の強化、国の検査と事業者の評価などが追加されている。</p> <p>主要国の状況</p> <p>米国、英国、仏国などの調査を行い、主要国においては、Rev. 4の取り入れは、実質なされていることを確認。我が国の核物質防護体制の国際的な水準への引き上げが、急務となっている。</p>	<p>報告書</p> <p>平成16年10月27日に原子力防災小委員会が開かれ、「原子力施設における核物質防護対策の強化について(案)」が下部組織の危機管理WGより報告された。これを受け、11月9日～30日にパブリックコメント募集を行い、12月中を目途に最終報告を取りまとめた上、原子力安全・保安部会に報告予定。</p> <p>報告書案の主な内容は、現行制度の枠内での核物質防護強化のための努力を引き続き継続することはもとより、設計基礎脅威（DBT）の考え方、核物質防護検査の在り方、核物質防護秘密の在り方、について、法的措置の整備を含む抜本的な防護対策の強化が必要としている。</p>

関係機関の主な動向

		原子力安全委員会	総合資源エネルギー調査会 原子力安全・保安部会
クリアランス関係	クリアランスレベル及びクリアランスレベル検認検認	<p>報告書（取りまとめ済）</p> <p>平成11年3月「主な原子力施設におけるクリアランスレベル」について</p> <p>平成13年7月「重水炉、高速炉等におけるクリアランスレベル」について</p> <p>” “ 「原子炉施設におけるクリアランスレベル検認のあり方について」</p> <p>平成15年3月「核燃料使用施設（照射済燃料及び材料を取り扱う施設）におけるクリアランスレベル」について</p> <p>なお、平成16年6月より、放射性廃棄物・廃止措置専門部会クリアランス分科会において、IAEAが検討している「規制除外、規制免除及びクリアランスの概念の適用」（DS161（安全指針No. RS-G-1.7））の内容を、これまでに検討したクリアランスレベルに反映する必要性について検討中</p>	<p>報告書（取りまとめ済）</p> <p>平成16年9月、クリアランスレベル検認制度、クリアランス検認方法等の技術的要件及びクリアランスレベル検認制度の運用に当たっての留意事項を示した「原子力施設におけるクリアランス制度の整備について」を取りまとめ済み</p> <p>その他</p> <p>クリアランス制度に関するシンポジウムの開催</p> <p>上記報告書の取りまとめに際し、パブリックコメント（平成16年6月8日～7月8日）に加えて、幅広く国民にクリアランス制度の説明を行うとともに、意見をいただくため東京（8月18日）及び大阪（9月2日）においてシンポジウムを開催。</p>
	原子炉施設の運転終了以降の安全規制制度に関する規制調査	<p>調査の目的</p> <p>現在、原研JRR-2等の試験研究用原子炉8基及び原電東海が解体中で、核燃料サイクル開発機構ふげんは運転終了であることを踏まえ、実績がある試験研究用原子炉施設を中心に、合理的な安全規制制度について、平成16年7月より調査検討を開始。</p> <p>調査結果</p> <p>同年10月、「運転終了以降の原子炉の主な保安活動が、解体工事とそれに伴う放射線管理、放射性廃棄物の取り扱いであることを踏まえ、解体工事の進捗を考慮した安全規制制度の構築について、検討することが必要である。」などとする調査結果を取りまとめ。</p>	<p>廃止措置規制のあり方についての検討</p> <p>現行の廃止・解体に係る法制度は、原子炉等規制法制定時に整備されたものであり、これまでの様々な種類の原子炉の解体・廃止に係る規制経験を通じて、現行の解体・廃止に係る規制制度の課題が明らかになりつつあること、今後、廃止措置の本格化を迎える中で、所要の安全確保を大前提に、現行規制制度の中で、行政庁の運用や判断に委ねられている点や、国及び事業者の責任を含めた規制制度のあり方を検討することは、規制行政庁が行う規制活動について、国民や事業者基準を明確にすることなどの観点から重要として、法令の改正も視野に入れて、平成16年10月より検討中。</p>
解体・廃止措置関係	原子力施設の運転終了以降に係る安全規制のあり方	上記規制調査の結果を踏まえ、平成16年10月より、放射性廃棄物・廃止措置専門部会において、原子力施設の運転終了以降に係る安全規制のあり方について検討開始	